

お詫びと訂正

弊社刊行の『精神保健福祉士国家試験模擬問題集＜専門科目＞2016』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます（2016年1月21日更新）。

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
53 頁	選択肢 3	<u>傷病手当</u>	<u>傷病手当金</u>	2016/01/21 更新
解答編 62 頁	選択肢 3 解説	<u>退職後に失業保険の受給資格を満たしており、病気やけがのために 15 日以上就職できない場合は、基本手当に代わり傷病手当を受給することができる。</u>	<u>健康保険の傷病手当金とは、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給される制度である。①業務外の事由による病気やけがの療養のための休業であること、②仕事に就くことができないこと、③連続する 3 日間を含み 4 日以上仕事に就けなかったこと、④休業した期間について給与の支払いがないこと、の 4 つの条件を満たした場合に受給できる。H さんの場合は半年間の休職期間があり、在職中に傷病手当金を受給していた可能性が高く、その場合は退職後も継続して受給できる。仮に在職中に申請していなかった場合でも、H さんの場合は退職後に傷病手当金を申請することができる。</u>	